

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

三朝町長

三朝町規則第4号

三朝町行政組織規則等の一部を改正する規則

(三朝町行政組織規則の一部改正)

第1条 三朝町行政組織規則(平成17年三朝町規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条等及び別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目に下線が引かれた別表の細目を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 その他の機関 第1節～第3節 略 第4節 <u>企画課所管の機関(第19条・第20条)</u> 附則 (課の内部組織の設置) 第5条 略 2 <u>前項の規定により設置した局又は室の下に、</u>	目次 第1章及び第2章 略 第3章 その他の機関 第1節～第3節 略 附則 (課の内部組織の設置) 第5条 略 2 <u>前項第1号の規定により設置した危機管理</u>

次の係を置く。

- (1) 危機管理局 危機管理係
- (2) 子ども支援室 子ども支援係

(職員)

第18条 略

第4節 企画課所管の機関

(名称及び位置)

第19条 三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第15号）第2条の規定により設置された三朝町総合文化ホール・交流促進センター（以下「総合文化ホール」という。）の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
三朝町総合文化ホール・交流促進センター	三朝町大字大瀬999番地2

(所掌事務)

第20条 総合文化ホールは、町民の生涯学習及び健康づくりの推進並びに都市との交流等を促進する拠点として次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合文化ホールの利用の促進に関すること。
- (2) 都市との交流等交流の促進に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。

別表第1 分掌事務（第6条関係）

- 1～2 略
- 3 町民課
子ども支援室

局の下に、危機管理係を置く。

(職員)

第18条 略

別表第1 分掌事務（第6条関係）

- 1～2 略
- 3 町民課
子ども支援室
 - (1) 保育所の運営形態等に関すること。
 - (2) 保育所に関すること。
 - (3) 特別保育に関すること。
 - (4) 子育て支援センターに関すること。
 - (5) ファミリー・サポート・センターに

子育て施策全般に関すること（他の課に所属するものを除く。）。

子ども支援係

- (1) 保育所の運営形態等に関すること。
- (2) 保育所に関すること。
- (3) 特別保育に関すること。
- (4) 子育て支援センターに関すること。
- (5) ファミリー・サポート・センターに関すること。
- (6) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (7) 次世代育成支援に関すること。
- (8) 家庭内暴力に関すること。
- (9) 児童手当に関すること。
- (10) 児童扶養手当に関すること。
- (11) 特別児童扶養手当に関すること。
- (12) 災害遺児手当に関すること。

税務係及び町民環境係 略

4及び5 略

6 企画課

企画係 略

まちづくり推進係

(1)～(5) 略

(6) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）第2条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設及び三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）第2条の規定により設置された三

関すること。

- (6) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- (7) 次世代育成支援に関すること。
- (8) 家庭内暴力に関すること。
- (9) 児童手当に関すること。
- (10) 児童扶養手当に関すること。
- (11) 特別児童扶養手当に関すること。
- (12) 災害遺児手当に関すること。

税務係及び町民環境係 略

4及び5 略

6 企画課

企画係 略

まちづくり推進係

(1)～(5) 略

(6) 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）第2条の規定により設置された小鹿地区多目的研修会施設及び三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）2条の規定により設置された三徳

徳地区多目的研修会施設の管理及び運営に関すること。

7及び8 略

別表第2（第9条関係）

附属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び三朝町子ども・子育て会議条例（平成26年三朝町条例第6号）第2条第2項の規定による子ども・子育て支援施策についての調査審議に関する事務	町民課 子ども支援室 子ども支援係
略		
三朝町総合計画審議会	三朝町総合計画審議会条例（昭和49年三朝町条例第17号）第2条の規定による総合計画についての調査審議に関する事務	企画課 企画係
三朝町地域公共交通協議会	三朝町地域公共交通協議会条例（平成31年三朝町条例第1号）第2条に規定する事項の協議に関する事務	企画課 企画係
略		

地区多目的研修会施設の管理及び運営に関すること。

7及び8 略

別表第2（第9条関係）

付属機関	担当する事務	庶務担当機関
略		
三朝町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び三朝町子ども・子育て会議条例（平成26年三朝町条例第6号）第2条第2項の規定による子ども・子育て支援施策についての調査審議に関する事務	町民課 子ども支援室
略		
三朝町総合計画審議会	三朝町総合計画審議会条例（昭和49年三朝町条例第17号）第2条の規定による総合計画についての調査審議に関する事務	企画課 企画係
略		

（三朝町職員の職名に関する規則の一部改正）

第2条 三朝町職員の職名に関する規則（平成18年三朝町規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前

別表（第2条関係）

課長、地域振興監、会計管理者、参事、園長、センター長、課長補佐、局長、室長、係長、主査、副園長、主任、主任技師、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士、主任調理師、主事、技師、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、管理栄養士、保育士、調理師、出納員、分任出納員、会計員、現金取扱人、物品取扱人

別表（第2条関係）

課長、地域振興監、会計管理者、参事、園長、センター長、課長補佐、局長、室長、係長、主査、副園長、主幹、副主幹、主任、主任技師、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士、主任調理師、主事、技師、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、管理栄養士、保育士、調理師、出納員、分任出納員、会計員、現金取扱人、物品取扱人

（三朝町職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正）

第3条 三朝町職員の職務の級の分類に関する規則（平成8年三朝町規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後					改正前				
第2条 職員の職務の給料表に定める職務の級は、次の表のとおりとする。					第2条 職員の職務の給料表に定める職務の級は、次の表のとおりとする。				
組織	町長の事務部局	議会事務局	教育委員会事務局及び教育機関	農業委員会事務局	組織	町長の事務部局	議会事務局	教育委員会事務局及び教育機関	農業委員会事務局
職務の級					職務の級				
略					略				
3級	<u>主査</u> 副園長 係長	<u>主査</u>	<u>主査</u> 係長	<u>主査</u>	3級	<u>副主幹</u> <u>主幹</u> 副園長 係長	<u>副主幹</u> <u>主幹</u>	<u>副主幹</u> <u>主幹</u> 係長	<u>副主幹</u> <u>主幹</u>
4級	室長 局長 課長補佐 園長 センター長 総合文化ホールの館長	事務局 長補佐	課長補佐 調理センターの所長 図書館長 指導主事		4級	<u>主査</u> 室長 局長 課長補佐 園長 センター長	事務局 長補佐	<u>主査</u> <u>室長</u> 課長補佐 調理センターの所長 総合文化ホールの館長 図書館長 指導主事	
略					略				

（三朝町会計管理者の補助組織設置規則の一部改正）

第4条 三朝町会計管理者の補助組織設置規則（平成19年三朝町規則第9号）の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員) 第3条 略 2及び3 略 4 課長及び係長の事務処理を補助させるため、 必要があると認めるときは、 <u>主査</u> を置くことができる。	(職員) 第3条 略 2及び3 略 4 課長及び係長の事務処理を補助させるため、 必要があると認めるときは、 <u>主幹又は副主幹</u> を 置くことができる。

(三朝町会計規則の一部改正)

第5条 三朝町会計規則(平成20年三朝町規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(賠償責任を有する職員の指定) 第132条 法第243条の2第1項後段の規定により 指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直 接関与した <u>主査</u> (<u>主査</u> に相当する職を含む。) 以上の職にある職員 (2)~(4) 略	(賠償責任を有する職員の指定) 第132条 法第243条の2第1項後段の規定により 指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直 接関与した <u>主幹</u> (<u>主幹</u> に相当する職を含む。) 以上の職にある職員 (2)~(4) 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。